

## どろんこ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1、施設運営主体

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 名 称       | 社会福祉法人さざんか福祉会         |
| 所 在 地     | 大阪市住之江区北加賀屋 1－1 1－1 3 |
| 電 話 番 号   | 0 6－6 6 8 3－3 6 2 3   |
| 代 表 者 氏 名 | 理事長 奥 正代              |

### 2、利用施設

|             |                                                                   |
|-------------|-------------------------------------------------------------------|
| 施 設 の 種 類   | 保育所                                                               |
| 施 設 の 名 称   | どろんこ保育園                                                           |
| 施 設 の 所 在 地 | 大阪市住之江区北加賀屋 1－1 1－1 3                                             |
| 連 絡 先       | 電話番号 0 6－6 6 8 3－3 6 2 3<br>F A X 0 6－6 6 8 3－3 6 2 5             |
| 管 理 者       | 園長 山本 貴子                                                          |
| 事 業 所 番 号   | 2710051004408                                                     |
| ホームページアドレス  | <a href="http://doronkohoikuen.com">http://doronkohoikuen.com</a> |
| 対 象 児 童     | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童                      |
| 認 可 定 員     | 満 3 歳以上の児童 48 人<br>満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 27 人<br>満 1 歳未満の児童 7 人       |
| 利 用 定 員     | 満 3 歳以上の児童 48 人<br>満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 27 人<br>満 1 歳未満の児童 7 人       |
| 開 設 年 月 日   | 2 0 0 4 年 4 月 1 日                                                 |

### 3. 施設の目的・運営方針

どろんこ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （１）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （２）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （３）「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行なうよう努めます。

### 4. 当園における施設・設備等の概要

#### （１）施設

|     |      |                               |
|-----|------|-------------------------------|
| 敷 地 |      | 3 3 0, 0 0 m <sup>2</sup>     |
| 園 舎 | 構 造  | 鉄筋コンクリート造り 3 階建て<br>(耐火・耐震構造) |
|     | 延べ面積 | 4 1 6, 9 6 m <sup>2</sup>     |
| 園 庭 |      | 1 4 5, 5 0 m <sup>2</sup>     |

#### （２）主な設備

| 室 名      | 室 数 | 面 積                    | 室 名       | 室 数 | 面 積                    |
|----------|-----|------------------------|-----------|-----|------------------------|
| ①0 歳児    | 1   | 20, 42 m <sup>2</sup>  | ⑨医務室      | 1   | 2, 1 m <sup>2</sup>    |
| ②1 歳児    | 1   | 58, 54 m <sup>2</sup>  | ⑩職員（事務）室  | 1   | 14, 08 m <sup>2</sup>  |
| ③ほふく室    | 1   | 18, 33 m <sup>2</sup>  | ⑪更衣室      | 1   | 19, 98 m <sup>2</sup>  |
| ④2 歳児以上  | 1   | 100, 33 m <sup>2</sup> | ⑫会議室      |     |                        |
| ⑤プレイルーム  | 1   | 28 m <sup>2</sup>      | ⑬応接室      |     |                        |
| ①～⑤合計    | 8   | 225 m <sup>2</sup>     | ⑭倉庫（室内外）  | 6   | 8, 18 m <sup>2</sup>   |
|          |     |                        | ⑮廊下・階段    |     | 59, 18 m <sup>2</sup>  |
| ⑥トイレ・沐浴室 | 5   | 33. 91 m <sup>2</sup>  | ⑯その他（屋上等） | 1   | 21, 56 m <sup>2</sup>  |
| ⑦調乳室     | 1   | 7, 36 m <sup>2</sup>   | ⑰屋外遊技場    | 1   | 145, 5 m <sup>2</sup>  |
| ⑧調理室     | 3   | 24, 73 m <sup>2</sup>  |           |     |                        |
|          |     |                        | ①～⑰総合計    | 28  | 606, 79 m <sup>2</sup> |

## 5. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示）を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行ないます。

### （1）特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

### （2）どろんこ保育園の特色

- \*生後3ヶ月から就学前までの一貫した保育、延長保育、土曜日の同時間帯保育など保護者の方に寄り添いながら保育を実施しています。
- \*こども時代をこどもらしく過ごすことを大切に、あそびを中心にした保育に取り組んでいます。
- \*全園児完全自園給食「食べることは生きること」食材・調味料・水・洗剤にこだわり、無・低農薬、添加物等に気をつけて調理し、旬のものを取り入れた献立、行事食を大切にします。アレルギー食、宗教食の実施もしています。
- \*年2回の給食懇談会開き、給食の試食をしていただきます。
- \*保育参観、懇談会等、保育内容を知って頂く機会を年数回設けています。

## 6. 職員の職種、員数及び職務の内容（4月1日現在）

| 職 種       | 職務の内容                                     | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考      |
|-----------|-------------------------------------------|----|----|-----|---------|
| 園 長       | 園務をつかさどり、所属職員を監督                          | 1  | 1  |     |         |
| 主任<br>保育士 | 園長を助け、園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる                | 1  | 1  |     |         |
| 保育士       | 担当クラスの運営・保育計画の立案と遂行・保護者対応等<br>早朝・土曜日・休暇保障 | 14 | 10 | 14  | （派遣職員1） |
| 栄養士       | 園児の栄養管理・献立作成・食育の推進給食・おやつの調理               | 2  | 2  |     | 調理と兼務   |
| 調理員       | 給食・おやつの調理                                 | 2  |    | 2   |         |
| 看護師       | 園児の健康・安全の計画と実践                            | 1  |    | 1   |         |
| 事務職員      | 園の会計事務                                    |    | 1  |     |         |
| 保育補助者     | 保育の補助及び清掃等                                | 4  |    | 4   |         |

「当園」では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例 第49号。以下「条例」という）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## <各職種の勤務体系>

| 職 種   | 勤 務 体 系                                         |
|-------|-------------------------------------------------|
| 園長    | 正規の勤務時間帯 (7:00～19:00)                           |
| 主任保育士 | 正規の勤務時間帯 (7:00～19:00)                           |
| 保育士   | 正規の勤務時間帯 (7:00～19:00)<br>非正規の勤務時間帯 (8:00～19:00) |
| 栄養士   | 正規の勤務時間帯 (8:00～16:45)                           |
| 調理員   | 非正規の勤務時間帯 (8:30～16:45)                          |
| 看護師   | 隔日の勤務時間帯 (10:00～14:00)                          |

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始(12月29日～1月3日)及び祝祭日は、休園となります。

行事の際は、土曜日の午後の保育がない場合もあります。

尚、夏期休暇、お盆休みを取られる日は(ご家族のどなたかがお休みの場合でも)家庭保育をお願いします。

## 8. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

尚、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。) 延長保育時間 登録児 18:00～19:00

☆ 延長保育料 月 2,900円

登録外 1回につき 500円(但し、5回以上は2,900円)

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し「当園」との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は、16時30分から19時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の外に別途利用者負担が必要となります。)) 延長保育時間 7:00～8:30・16:30～19:00

延長保育料 1時間まで 500円(以下30分につき500円)

## 9、食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法

自園給食

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。なお、厨房大掃除・全児遠足の日  
は、全児お弁当になります。(時期については、年間保育計画でお知らせします。)

児童の年齢に応じ、食事の提供を行います。詳しくは「入園のしおり」「進級のしお  
り」をご覧ください。

※ 献立表は、毎月別途配布します。

### (3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

### (4) 栄養士の配置状況

| 職務の内容       | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考       |
|-------------|----|----|-----|----------|
| 園児の栄養指導及び管理 | 4  | 2  | 2   | 内管理栄養士 1 |

※必ず医師の診断を受けていただき、医師の指示に従って家庭において、  
アレルギー食をきちんと実行していることを前提とします。

### (5) 宗教食対応状況

できるかぎり対応します。

## 10、利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払い方法については、別途お知らせします。

## 11、特別支援教育・特別支援保育事業の取組状況

地域社会の中で特別支援を必要とするこどもと、必要としないないこどもが共に育ち合  
うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています。

## 12、利用の開始に関する事項

区福祉センターの利用調整に基づき支給認定をうけ、当園に入園決定後、入園内容の説  
明を受けた後に保育の提供を開始します。

## 13、利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は、子育て支援法に定める支給要件に該当  
しなくなったとき（下記の表）

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| 保育を必要とする事由    | 支給認定の有効期間            |
| 就労（月 48 時間以上） | 小学校就学前まで             |
| 妊娠・出産         | 産後 8 週間              |
| 疾病・障がい        | 小学校就学前まで             |
| 介護・看護         | 小学校就学前まで             |
| 災害復旧          | 小学校就学前まで             |
| 求職活動          | 90 日間                |
| 就学            | 保護者の卒業予定まで           |
| DV・虐待         | 小学校就学前まで             |
| その他（障がい児等）    | 区保健福祉センター所長が必要と認める期間 |

（３）その他、利用の継続について重大な支障又は、困難が生じたとき

#### 14、嘱託医（別途保健のしおりにも掲載）

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（１）内科、小児科

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 医療機関の名称   | 加賀屋診療所             |
| 医院長名又は医師名 | 所長 矢野 政尚           |
| 所在地       | 大阪市住之江区西加賀屋 2-5-25 |
| 電話番号      | 06-6681-1498       |

（２）歯科

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 医療機関の名称   | こう歯科医院              |
| 医院長名又は医師名 | 院長 洪 修性             |
| 所在地       | 大阪市住之江区中加賀屋 2-11-17 |
| 電話番号      | 06-6686-8841        |

#### 15、緊急時の対応（別途保健のしおりにも掲載）

お預かりしている園児に怪我・病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

保護者指定の医療機関がある場合は、適宜対応します。

#### 16、非常災害時の対応

|         |                                                                          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 非常時の対応  | 別途に定める、消防計画により対応いたします。                                                   |
| 防災設備    | ・自動火災報知器 有      ・誘導灯 有<br>・ガス漏れ報知器 有      ・非常警報装置 有<br>・その他 カーテン等 防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難訓練は、毎月 1 回実施します。又消火訓練は、年 1 回消防署立会いの下、総合訓練で行います。                        |

## 17、虐待の防止のための措置に関する事項

虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 虐待防止マニュアルの作成・運用（職員ハンドブックに掲載）及び研修の実施

## 18、要望・苦情等に関する相談窓口（別途入園・在園のしおりにも掲載）

当園では、要望苦情等に係る窓口を下記のとおり設置しています。

|               |                           |              |
|---------------|---------------------------|--------------|
| 当園<br>ご利用相談窓口 | 窓口担当者                     | 主任保育士        |
|               | ご利用時間                     | 9：00～18：00   |
|               | 電話番号                      | 06－6683－3623 |
|               | FAX                       | 06－6683－3625 |
|               | 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい。 |              |
| 第三者委員         | 池田 秀郎                     | 北加賀屋1－2－29   |
|               | 中道 日出男                    | 北加賀屋2－7－30   |

## 19、利用者に対する保険の種類・保険内容・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 保健の種類 | 大阪市私立保育園連盟園児共済       |
| 保健の内容 | 通院費の保障（尚、20日以上通院につき） |
| 保険金額  | 250円（保護者負担ではありません）   |

## 20、園児の利用状況（各年度 5月1日現在）

|     | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 0歳児 | 9人    | 6人    | 7人    |
| 1歳児 | 15人   | 15人   | 12人   |
| 2歳児 | 15人   | 15人   | 15人   |
| 3歳児 | 15人   | 16人   | 16人   |
| 4歳児 | 15人   | 15人   | 15人   |
| 5歳児 | 15人   | 15人   | 15人   |

## 21、第三者評価の受審・自己評価の実施状況

| 項目        | 受審、実施状況                 | 受審、実施結果                      |
|-----------|-------------------------|------------------------------|
| 第三者評価受審状況 | 平成23年3月12日<br>平成30年3月6日 | 評価機関ホームページ公表<br>評価機関ホームページ公表 |
| 自己評価の実施状況 | 毎年度2回実施                 | 毎年度2回実施園の<br>自己評価公表は未実施      |

## 22、子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

## 23、当園におけるその他の留意事項

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 喫 煙        | 当園の敷地内すべて禁煙です。         |
| 飲 食        | 登降園時・行事等での飲食。(ガム等も含む)  |
| 携帯・スマートフォン | 緊急連絡等以外園舎内での通話は控えて下さい。 |

### 別 表

#### 1、保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 年 齢   | 内容、負担を求める理由及び目的                                                                            | 金 額                                                                                     |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 0・1歳児 | 教材費（行事の際の絵本・お土産代含む）                                                                        | 月額 1,000円                                                                               |
| 2歳児   | 教材費（行事の際の絵本・お土産代含む）                                                                        | 月額 1,000円                                                                               |
| 3歳児   | 主食代 1,000円 *保育料無償化に伴い、3～5歳児の給食費は実費徴収となっています<br>副食費 5,000円<br>教材費 1,000円（行事の際のお土産代含む）       | 月額 7,000円                                                                               |
| 4～5歳児 | 主食代 1,000円 保育料無償化に伴い、3～5歳児の給食費は実費徴収となっています<br>副食費 5,000円<br>教材費 1,500円（行事の際のお土産代 夏の遠足代等含む） | 月額 7,500円                                                                               |
| 0～5歳児 | 新年度にかかる物品・教材                                                                               | 0歳児 1200円程度<br>1歳児 1500円程度<br>2歳児 3700円程度<br>3歳児 8900円程度<br>4才児 9500円程度<br>5歳児 11000円程度 |

※ 行事等で徴収金額が不足の場合は金額にあわせて徴収させて頂く事もあります。

※ レンタルおしめは1枚40円、レンタル布団は1ヶ月1,800円となります。

（希望者のみ、別途申し込みになります。）

#### 1、時間外保育に係る利用者負担

P4 **8、保育を提供する時間**に記載

#### 2、当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、徴収袋の領収印をもって領収とさせていただきます。

※当園は、保護者の方が職場で領収証が必要な場合は交付致します。